相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市錦町二丁目三〇番地、最後の住所東京都立川市錦町二丁目三番四号

被相続人　亡　内野惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階多摩八王子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区常盤一丁目九番地、最後の住所東京都品川区荏原五丁目二番三号

被相続人　亡　石井　裕元

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号

今朝ビル九階辻誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三島郡出雲崎町大字久田三〇五番地、最後の住所神奈川県藤沢市片瀬三丁目一七番二六号

被相続人　亡　小黒忠次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

横浜市中区日本大通一八番地　KRCビルディング九階

相続財産管理人　弁護士　山本　安志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県田方郡函南町田代三六〇番地一、最後の住所静岡県田方郡函南町田代三六〇番地の一

被相続人　亡　室伏　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

静岡県沼津市御幸町二四―四六―二　瀬野・平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　瀬野　真志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市窯町四三六番地一一、最後の住所愛知県瀬戸市窯町四三六番地の一一

被相続人　亡　安藤　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

愛知県名古屋市中区丸の内二の一の三〇丸の内オフィスフォーラム七階

相続財産管理人　弁護士　川口　直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市芸濃町楠原四九二番地三、最後の住所三重県鈴鹿市矢橋二丁目一六番二三号

被相続人　亡　森田五十薦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

大阪府大阪市北区西天満四丁目六―三ヴェール中之島北七〇三号

相続財産管理人　弁護士　山本　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県山県郡安芸太田町大字土居七四八番地、最後の住所兵庫県西宮市甲子園洲鳥町八番三三号喜代田文化奥二階

被相続人　亡　栗栖　穣治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

兵庫県西宮市小松南町一丁目一六番一九―一〇一号

相続財産管理人　司法書士　井原　真樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県さぬき市造田宮西一〇一七番地一、最後の住所神戸市東灘区鴨子ヶ原三丁目二八番七四号渦森ハイム一〇三号

被相続人　亡　今田ハナヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

神戸市中央区多聞通三丁目三番一六号甲南第一ビル一一階　神戸ハート法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木花　髙裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市北区大沢町中大沢五二一番地、最後の住所神戸市垂水区西舞子四丁目八番一号

被相続人　亡　松榮　研一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地　建隆ビルⅡ三階　神戸パートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤原　唯人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川市大字弓削田二二六四番地、最後の住所福岡県田川市大字弓削田二三七九番地七

被相続人　亡　前田　英策

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

福岡県直方市須崎町三―三七竹田ビル5F

直方駅前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　健太

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年10月2日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大東建託株式会社　②国土交通大臣(8)3293　③代表取締役　熊切直美　④東京都港区港南二丁目16番1号　廃止した従たる事務所　愛知県春日井市鳥居松町1丁目70番地1　102号　茨城県笠間市中央1―1―30岡田ビル1階　栃木県佐野市堀米町3124　山梨県甲府市貢川本町8―38NAビルディング1号室　新潟県新潟市西区小針5丁目7―5大岩テナントA　⑤2500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番1号　大東建託株式会社　代表取締役　熊切直美

①櫻井宅地建物　②東京都知事(3)84017　③櫻井正明　④東京都練馬区関町北1―23―13　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都練馬区石神井台8―14―1　櫻井初江

①三菱地所ハウスネット株式会社　②国土交通大臣(4)6019　③代表取締役　小幡義樹　④東京都新宿区北新宿二丁目21番1号　廃止した従たる事務所　東京都千代田区大手町二丁目2番1号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区北新宿二丁目21番1号　三菱地所ハウスネット株式会社代表取締役　小幡義樹